

平成27年11月定例会

# 置賜広域行政事務組合議会 会 議 録

平成27年11月13日

置賜広域行政事務組合



---

## 出欠議員氏名

### 出席議員（24名）

1番	海老名	悟	議員	2番	鳥海	隆太	議員
3番	木村	芳浩	議員	4番	渋谷	佐輔	議員
5番	赤間	泰広	議員	6番	宇津木	正紀	議員
7番	遠藤	榮吉	議員	8番	川合	猛	議員
9番	高橋	弘	議員	10番	佐藤	仁一	議員
11番	近野	誠	議員	12番	島津	正幸	議員
13番	加藤	俊一	議員	14番	齋藤	修一	議員
15番	橋本	欣一	議員	16番	遠藤	幸一	議員
17番	関	千鶴子	議員	18番	樋口	与一朗	議員
19番	後藤	恵一郎	議員	20番	嶋貫	栄助	議員
21番	山口	文隆	議員	22番	高野	健人	議員
23番	安部	春美	議員	24番	遠藤	和彦	議員

### 欠席議員（なし）

---

### 出席要求による出席者職氏名

理事長	米沢市長	安部	三十郎	代表監査委員	小野	潔
会計管理者	神田	仁		事務局長	伊藤	秀一
消防長	山口	清		事務局総務課長	八幡	伸弥
事務局施設課長	布施	進		米沢クリーンセンター所長	我妻	潤一
長井クリーンセンター所長	甕岡	弘明		南陽クリーンセンター所長	高橋	正幸
南陽やすらぎ荘長	金子	修		千代田クリーンセンター所長	佐藤	俊晶
消防次長兼消防総務課長	樋口	洋介		消防次長兼米沢消防署長	鈴木	秀一
消防次長兼南陽消防署長	山口	伸治		消防本部予防課長	赤井橋	政広
消防本部警防通信課長	鈴木	敏幸		消防本部救急救助主幹	高橋	雄二
米沢消防署統括主幹	鈴木	正志		高畠消防署長	小田部	正浩
川西消防署長	渡部	恭介				

---

### 出席した事務局職員職氏名

議会書記長	高野	正雄	議会主幹	三原	幸夫
事務局総務課長補佐	高橋	良明			

---

## 議 会 定 例 会 議 事 日 程

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 報第 1 号 専決処分事件の報告について
- 日程第 6 認第 1 号 平成 2 6 年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算
- 日程第 7 認第 2 号 平成 2 6 年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算
- 日程第 8 認第 3 号 平成 2 6 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算
- 日程第 9 議第 1 7 号 置賜広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 1 0 議第 1 8 号 置賜広域行政事務組合職員の再任用に関する条例等の一部改正について
- 日程第 1 1 議第 1 9 号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 2 議第 2 0 号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について
- 日程第 1 3 議第 2 1 号 平成 2 7 年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 1 4 議第 2 2 号 平成 2 7 年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算（第 2 号）

---

### 午後 2 時 開会

○渋谷佐輔議長 ただいまの出席議員は 2 4 名であります。

去る 1 1 月 6 日招集告示されました平成 2 7 年 1 1 月議会定例会は、ここに成立いたしました。

ただいまから、平成 2 7 年 1 1 月置賜広域行政事務組合議会定例会を開会いたします。それでは、直ちに本日の会議を開きます。

この際、議事の進行上仮議席を指定いたします。

このたび、高畠町並びに飯豊町の各議会において、議会選出議員の交替選任がありましたので、これによる仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

本日の会議は、お手元に配付の議事日程により進めます。

---

## 日程第 1 議席の指定

○**渋谷佐輔議長** 日程第 1、議席の指定を行います。

高島町並びに飯豊町の各議会における、議会選出議員の交替選任による議席の指定であります。

会議規則第 4 条の規定により指定いたします。

10 番 佐藤 仁 一 議員

11 番 近野 誠 議員

12 番 島津 正幸 議員

19 番 後藤 恵一郎 議員

20 番 嶋貫 栄助 議員

21 番 山口 文隆 議員

以上であります。

---

## 日程第 2 会議録署名議員の指名

○**渋谷佐輔議長** 日程第 2、会議録署名議員の指名についてであります。会議規則第 88 条の規定により指名いたします。

5 番 赤間 泰広 議員

12 番 島津 正幸 議員

19 番 後藤 恵一郎 議員

以上 3 名の方をお願いいたします。

---

## 日程第 3 会期の決定

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第 3、会期の決定を議題といたします。

おはかりいたします。

本定例会の会期を、本日 1 日間と定めたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日間と決定いたしました。

午後 2 時 4 分 休憩

○渋谷佐輔議長 ここで暫時休憩いたします。

〔3 番 木村芳浩議員 質問席に移動〕

午後 2 時 5 分 再開

○渋谷佐輔議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

#### 日程第 4 一般質問

○渋谷佐輔議長 日程第 4、一般質問を行います。質問を許可します。

3 番、木村芳浩議員。

〔3 番 木村芳浩議員 登壇〕

○3 番（木村芳浩議員） 米沢市議会選出の木村芳浩でございます。本日は一般質問の機会をお与えいただきまして議員各位には感謝と御礼を申し上げます。誠にありがとうございます。早速質問に入らせていただきます。

私からの質問は、本組合の各市町における分担金についてであります。置賜広域行政事務組合の歴史は、昭和 45 年 7 月、3 市 5 町による広域市町村圏の指定を受け、翌月 8 月に法に基づく広域行政協議会を発足し、これを母体として昭和 46 年 7 月に広域行政事務組合の設立認可を受けてスタートをいたしました。本年で 45 年目を迎え、これまで市町村圏計画の策定、コンピュータ利用による行政事務の共同事務処理、ごみ、し尿処理施設、最終処分場土地利用の公園、広域交流拠点施設、養護老人ホーム、死亡獣畜保冷施設等の設置及び管理運営を行ってまいりました。平成 24 年 4 月には、米沢市、南陽市、高畠町、川西町の消防本部を統合し、消防及び救急業務における事務の共同処理事業も進められてまいりました。

また、平成元年 8 月には、当時の自治省、現在の総務省からふるさと市町村圏の地域指定を受け「花咲き人成るいきいき置賜（ふるさと）」をメインテーマとする置賜広域ふるさと市町村圏計画を策定し、県の助成及び関係市町の出資による置賜広域ふるさと市町村圏基金を設け、その運用益で花と人材育成をテーマとした、圏域振興のための事業を平成 2 年から平成 13 年度にかけて実施をし、圏域の広域的な人材育成や花のまちづく

りに関わる事業を展開し、美しい魅力のある圏域づくりを推進してまいりました。この計画を受けて、平成14年から平成24年度を計画年次とする、新置賜広域ふるさと市町村圏計画では、「奏であう人と花 置賜新世紀」を将来像に掲げ、圏域の地域資源を生かして、あらゆる場面での連携と交流を深め、豊かさを実感できる置賜の実現を図ってきたのであります。平成24年度には、置賜圏域の将来像として、「豊かなふるさとを創造するおきたま共存圏」を掲げ、平成25年度から平成34年度を計画年次とする第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画を策定し、現在進められていることは各議員ご承認のところだと思えます。

こうした歴史を振り返り、現在の取り組みが3市5町の連携で進められておりますが、ここ近年、地方自治体の抱える問題は多岐にわたり、それぞれの自治体が知恵とアイデアを振り絞り行政運営を行っているのが現状であります。若者をはじめとする地方の人口は大都市に流出し、人、物、お金も地方はひっ迫した状況に立たされておるのが現実社会であります。我が米沢市においても平成26年度は7億円もの財政赤字となり、人口減少による国からの交付金が予定額を下回ったことや、大雪の影響で除雪費などが大きく影響したものであります。だからといって、市民、町民の生活に支障の出ないように必要な施策は行っていかなければなりません。こうした考えは、本市だけではなく他の市町も同じだと思っております。しかし、厳しい財政事情の中で、現在の置賜広域をこれまでと同様に運営していくことは、たいへん厳しい状況になってきております。

現在の分担金は、人口割で各市町が負担を行っておりますが、これは大きな町が小さな町を支えるという観点から各市町が協力をしてまいりましたが、それぞれの市町の考え方や政策にも変化があり、いつのまにか米沢市準拠や選出議員の平等な構成のルールも希薄化し、これまでの歴代首長や選出議員の先輩方が守ってきた形さえ変わろうとしていることに疑問を覚えてなりません。であるならば、より明確な大義を持って分担金のあり方を検討し、現在行っている第2次集中改革プランの事業の見直しや削減なども早期に実現させる時期を迎えていると思っております。米沢市は全体の約50%近くを負担しているわけですが、米沢市議会が市内17地区で行っている議会報告会において、市民の皆様からも置賜広域に対する考え方やあり方など様々のご意見をいただいております。特に負担金と選出議員の構成のあり方は、公平な中に不公平があると正されております。また、米沢市政が財政健全化に向けて現在、様々な政策の見直しが行われる中、来年、平成28年度の置賜広域の予算は、これまで同様の負担額を議会は認められない状況にあることは、理事長が一番ご理解なされていると思えます。先週の全員協議会でも多少触れましたが、こうした各自治体の財政状況を鑑み、是非、理事会において今後の置賜広域の分担金のあり方を早期に検討されるべきと思えますが、お考えはいかがでしょうか。理事長のご所見をお伺いいたします。最後に選出議員の皆様方にも是非各議会においてご検討いただき、これからの置賜の地域をしっかりとした連携で守っていくために、どうぞご理解を賜りますようお願いを申し上げます。壇上からの質問といたします。

○**渋谷佐輔議長** 答弁を求めます。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○**安部三十郎理事長** ただいまの木村芳浩議員のご質問にお答えをいたします。

分担率につきましては、現在、「人口割」、「基準財政需要割」、「平等割」、「処理量割」、「利用割」を用いて、それぞれの事業ごとに算出しているところです。

分担率の見直しにつきましては、これまで千代田クリーンセンター建設によるごみ処理施設の一本化や長井クリーンセンター汚泥再生処理施設の更新など施設の統廃合により、事務処理が大きく異なることとなった場合、理事会でその都度協議し、決定してきたところであります。特に、分担率の算出につきましては、人口割の割合が大きい事業としまして、まず、事務局の管理運営費が70%となっております。この事業は、組合全体を管理するため、事務局に勤務し、総務や施設の管理的役割を担う職員の人件費が大部分となっております。その割合については、昭和46年の組合設立当初から設定されており、置広はごみ処理や養護老人ホームの運営など複数の事務を共同で処理する「複合的一部事務組合」であることから、様々な共同事務を処理するうえで、総務的事業の割合は人口の割合に近いとの考え方から設定されたものと思っております。組合全体の一般会計分担金約20億円に対し、ごみやし尿などの処理に要する経費は、約50%を占める結果となっておりますが、その一方で、組合管理費は約2億円と全体の約10%となっております。例えば、ごみ処理の分担率は、排出量に応じた割合を基本として設定しており、人口割は10%とし、処理量割を90%としているところであり、各事業の分担率はそれぞれの考え方をもって設定されていると思っております。

また、消防費の分担率については、平成24年度からの2市2町消防広域化において、様々な検討を重ね、人口割は60%に決定したところであります。消防救急業務は、総務省消防庁が定める「消防力の整備指針」において、住民の安全、安心を守るためには、市街地が形成されている場所に消防力を整備することが最も消防力を発揮できるものとされており、人口割を基本にしているものと考えております。

現在の分担率を見直しをする手続きにつきましては、いずれかの市町が分担率の改正について、当該市町の理事から理事会で提起していただくものと認識しており、理事会での協議により合意が必要であると考えているところであります。今のところ、そういった提起は、いずれの理事からもなされていない現状にあり、現在の分担率は事業の割合に対し、応分の負担をする仕組みとなっていることから、構成市町の負担は、それぞれ公平なものと考えているところです。

理事長としても、現段階において見直しの必要はないと思っておりますし、分担率は適正な設定になっているものと考えているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

○**渋谷佐輔議長** 再質問に入ります。木村芳浩議員。

○**3番（木村芳浩議員）** まずはご答弁ありがとうございました。

今、お聞きをいたしましたところ、理事会においても分担金の見直しは考えていない



というお話だったんですが、壇上から申し上げたように今、全国の地方の抱える財政問題というのは、これは置賜圏だけの問題ではないと認識しております。そうした中で、各市町が毎年毎年財政が厳しい中において、その町その町の行政サービスを運営していくにあたって、本市におきましても先ほど申し上げたとおり非常に厳しい現状になってきている。今、実質、毎年毎年同じ予算額を将来的に構成していけるのか、そうした中で、今、組合の中では置賜広域行政事務組合第2次集中改革プランを進めていて非常に順調に様々な削減の取り組みがなされている。しかし、全体的な総合的な金額から考えたときに何%くらいの削減率を目標としてされているのかというところが全体的な総金額から見ると私は少し低いのかなと。逆に言うとそこまでしか削減ができていかないのかなと。すごく疑問に思っているわけでありますが、今、理事長が仰ったように総務費の中におきましては、人口割、財政需要額割、平等割と様々な割り方があると思うんです。しかし、例えば、各市町の交付額を考えた場合に一概には言えませんが、国民一人あたりに換算すれば、米沢市の場合ですとごみ処理施設の一括の交付金をいただいていますから、その分置賜広域に出している金額はあるにしても、財政需要額の比率が例えば20%、平等割が10%であると、私はこうした交付税等々の支給を考えた場合に、人口割がはたして適切なものなのかというところに疑問を持っています。というのはやはり今申し上げたように様々な町で取り組む市政、町政運営の中においては、今申し上げたように交付税が国民一人あたりの割合が変わってくると思うんです。これはもちろん人口が大きければ大きいほどの行政サービスが広範囲に進められているから、金額が下がるということもあるんですが、財政需要額を引き上げることによって、その各市町とも分担金の比率を若干下げていくことも可能ではないかなと思っているんですが、その辺はいかがお考えでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 答弁を求めます。安部理事長。

○**安部三十郎理事長** 壇上からも申し上げましたが、分担率については、現在、人口割が全てではなくて、基準財政需要割、平等割、処理量割、利用割とそれぞれの事業ごとに算出しておりますので、その点をご理解いただきたいと思います。これも壇上から申し上げましたが、そもそも置賜広域行政事務組合は様々な業務を共同で処理する複合的一部事務組合でありますので、事務が様々にわたっている、その中でこの事業についてはこういう割合、この事業についてはこういう割合というように、ケースバイケースで算定をいたしておりますので、そういう状況であることをご理解賜りたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 木村芳浩議員。

○**3番(木村芳浩議員)** 私も算定率を勉強させていただきましたが、私はもうちょっと変えることができると思っています。人口割に比重が置かれている、もちろん消防にしても何にしても、人口割、平等割、利用割、様々な分野があることは承知しております。しかし、算定のあり方が、冒頭から何度も申し上げているように各市町が財政的に厳しくて、逆に各市町の中でこの分担金をもしかしたら負担できなくなる可能性も出てくるわけです。理事長ご承知のように米沢市は今非常に厳しいじゃないですか。そ

うした中でこれまでどおりということが、米沢市の皆様から実際に声が上がってきている。それではどうしたら今のサービスを下げないようにして運営をやっていくという中では、やはり分担金のあり方というのは、真剣にもう一度お考えいただく必要はあると私は考えているんですが、その辺も含めて是非進めていただきたいと思います。

それから、分担金の割合に関しては、大きな町、米沢市とは限らず南陽市さん、あるいは長井市さんでも恐らく声が出てくる。そうした中で先ほど申し上げたように今回、米沢市議会で17地区を議会報告会で回らせていただいたときに、本当に大丈夫なのかと、とある弁護士をされている方から疑問を投げられたんです。例えば、人口割と申し上げましたが、このあり方と、例えば置賜広域に関しては、選出議員が平等じゃないかと。そうすると例えば、選挙を考えると一票の格差というものが世の中で問題になっているわけです。そうした場合にこれは不公平さがあるというご指摘をいただいていたんです。ですから、今、構成的な部分の比較の中でしっかりと今の分担金といわゆる選出議員の率というものは、私調べましたら、置賜広域を昭和46年に始める際に、この地域はしっかりと平等性をもってという、歴代の首長さん、当時の議員さんたちがそのルールを置賜で特別に作られて、こうした歴史があるとお聞きをしてまいりました。そうするとそこに矛盾があるのかなという疑念が生まれるんです。最近では、給与費にしても米沢市準拠ではなく、その町その町の状況、今の財政状況があるからこそそういったものも勘案をしていかなければならないのであれば、全体的な考えをもう一度見直す時期と思いますが、いかがでしょうか。

○**渋谷佐輔議長** 安部理事長。

○**安部三十郎理事長** ただ今のご質問、2つに分けてお答えをいたします。

まず、人口割の見直しについては、私は先ほどからお答えしているように現状で何ら問題は無いと思っておりますが、他の理事の方々にもそのようなご質問、ご意見があったことはお伝えをしたいと思います。

また、分担金の割合と各構成市町の選出議員の数、割合がかみ合っているかということにつきましては、理事会で議論というよりも議会の方で相互に議論されるべき問題であるというように思っておりますので、それは議会内でご議論賜りたいと思います。

○**渋谷佐輔議長** 木村芳浩議員。

○**3番(木村芳浩議員)** 最後になりますので、もちろん議会の構成というのは議会で決めるべきなんですが、最終的にはやはり理事会でも総合的にお話をいただいた上で、各市町の議会の中で、ご承認をいただく流れになることは間違いないところだと思います。しかし、やはり分担金のあり方に関しましても、是非ですね、人口割だけをこれまで同様の考え方でいってしまうと、市民理解というものは得られない部分がある。そういう声が実際出てきているんです。ですから我々も米沢市民の皆様方にご説明をする際に、しっかりと公平的な立場で伝えていかなければならない。そういう立場でもありますし、他の議員の皆様方も各市町に戻られてもその町民の皆様から置賜広域の割合ってどうなっているのかと、どれだけ負担されているのかと。逆に言えば、町の施策も進まない

ままだに置賜全体のことが本当にやれるのか、そういった厳しいご意見も出てきた時代でもございますので、是非、理事長、しっかりと理事の皆様方とその辺も改めてご検討いただいて、28年度に向けてご回答いただければと思いますので、その辺を申し上げて、一般質問を終わります。ありがとうございます。

.....

## 日程第5 報第1号 専決処分事件の報告について

○**渋谷佐輔議長** 日程第5、報第1号専決処分事件の報告についてを議題といたします。

この場合、理事長から提案理由の説明を願います。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○**安部三十郎理事長** ただいま上程になりました報第1号専決処分事件の報告について説明いたします。

本件は、平成27年6月15日及び平成27年8月23日に発生した消防車両による物損事故に基づき生じた損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの理事長説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

.....

## 日程第6 認第1号 平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算外2件

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第6、認第1号平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、日程第7、認第2号平成26年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び日程第8、認第3号平成26年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算の3件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長から提案理由の説明を願います。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○**安部三十郎理事長** ただいま上程になりました認第1号平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、認第2号平成26年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び認第3号平成26年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算について一括して説明いたします。

各会計とも当該決算の詳細につきましては、既に配付しております歳入歳出決算書及

び決算に係る主要な施策の成果、本組合監査委員の決算等審査意見書によってご了承賜ることとして、以下、その大要のみ説明いたします。

まず、一般会計決算であります。組合費では組合総務費において事務局配置職員の人件費などのほか、広域交流拠点施設費において利用者に満足いただけるパークゴルフ場を目指し、再開に向けた維持管理に努めてまいりました。平成27年度中の再開を予定しておりましたが、8月2日に再開することができ、利用者からは一定の評価を得ているところです。

次に、電算共同処理事業費であります。米沢市ほか2市1町の電算共同処理を行ったところでもあります。

次に、民生費の養護老人ホーム南陽やすらぎ荘については、入所者の処遇を行ったところでもあります。平成25年度から段階的に実施した給食調理業務の民間委託に関し、平成27年度は完全移行による経費節減を図るとともに、入所者の自立に向けた事業を積極的に行い、適切な処遇に努めてきたところでもあります。

次に、衛生費であります。各クリーンセンターにおいて適正処理のために整備計画に基づく施設の整備を行ったほか、各事業で必要最小限の設備、機器の修繕等を計画的に実施し、施設の保全管理に努めたところでもあります。

し尿処理関係では、長井クリーンセンターの汚泥再生処理センター整備について、全国的な人夫不足により工程に遅れが生じたことから、外構工事の一部を繰越しましたが、平成26年8月末に工事が完了し、その後供用開始したところでもあります。

ごみ焼却関係では、千代田クリーンセンター焼却施設の基幹的設備改良による延命化について、国の循環型社会形成推進交付金を活用し、平成27年度まで4か年継続で計画支援業務を実施するとともに、建設工事の入札を実施したところでもあります。

埋立処分関係では、新たな最終処分場の整備について約45,000㎡の最終処分場用地を取得するとともに、環境影響評価調査を実施したところでもあります。

また、処分場整備に係る地元要望事項である周辺道路整備事業について、高島町に依頼し、平成25年度及び平成26年度の2か年で事業を実施したところでもあります。

次に、認第2号ふるさと市町村圏事業費特別会計決算であります。平成24年度に策定した第5次ふるさと市町村圏計画の広域活動計画に基づき、広域連携事業として構成市町の特産品を販売する「置賜八食祭」を継続実施し、地域の魅力の再発見、広域交流を図ったところでもあります。

また、広域婚活推進事業では、地域づくりの活動家でプロジェクトチームを組織し男子力アップセミナー及び婚活イベントを実施したところでもあります。

さらに、広域連携の推進に繋げるため、構成市町職員が参加し圏域の問題や課題を解決する手法を学ぶ広域連携政策形成セミナーを実施したところでもあります。

次に、認第3号 消防特別会計決算であります。圏域住民の安全、安心を守るため、消防、救急活動を遂行するとともに、消防10か年整備計画に基づき、高島消防署の設計業務に着手するとともに、建設工事の入札を実施したところでもあります。

さらには、耐震診断の結果を受け、有利な財源である緊急防災・減災事業債を活用するため、消防庁舎整備事業として、(仮称)米沢消防署南西部分署の整備を前倒しするとともに、南陽消防署は全部改築するものとして、消防10か年整備計画を見直し、事業の推進を行っております。

また、消防車輛整備事業については、消防庁舎整備事業と同様、有利な財源を活用するため、平成25年度への前倒しとともに平成26年度に繰越した車両7台を更新したところであります。

以上が一般会計、ふるさと市町村圏特別会計及び消防特別会計の大要であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** 続いて、決算の概要について説明をお願いします。神田会計管理者。

[神田仁会計管理者 登壇]

○**神田仁会計管理者** 私から認第1号平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算から認第3号平成26年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算までの3会計につきまして、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、認第1号平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算です。決算書の1ページと2ページをお開きください。

歳入の予算現額31億3,283万2,778円につきましては、前年度に比べて15億1,426万5,072円の減となりました。予算現額の内訳は、当初予算額31億3,746万円から、補正予算額8,393万6千円を減額し、平成25年度からの繰越予算額7,930万8,778円を加えたものです。調定額は31億4,168万9,351円で、これに対する収入済額は31億4,123万7,299円であり、前年度に比べて14億7,911万9,650円の減となりました。その結果、予算現額に対する収入率は100.3%、調定額に対する収入率は99.9%となりました。前年度に比べて収入増となった主な科目は、5款の繰入金が3,921万1,470円の増、7款の諸収入が1,199万7,819円の増などです。一方、収入減となった主な科目は、1款の分担金及び負担金が3億6,189万3,975円の減、8款の組合債が8億1,120万円の減などです。不納欠損額の31,672円ですが、これはし尿収集手数料で、地方自治法の規定により処理したものです。収入未済金は42万6,950円で、し尿収集手数料です。

歳出ですが、決算書の3ページと4ページをお開きください。支出済額は30億8,423万5,526円で、予算現額31億3,283万2,778円に対する執行率は98.4%となり、前年度に比べて14億4,257万6,620円の減となりました。前年度に比べて、支出増となった主な科目は、2款の組合費が2,850万4,982円の増、3款の電算共同処理事業費が8,536万2,955円の増などです。一方、前年度に比べて、支出減となった主な科目は、5款の衛生費が12億2,874万4,253円の減、7款の公債費が3億3,993万1,565円の減などです。

なお、支出済額の中には、平成25年度から繰越した汚泥再生処理センター建設事業費及び汚泥再生処理センター設計施工監理事業費7,928万4,180円が含まれています。

以上の結果、収支状況は収入済額31億4,123万729円から支出済額の30億8,423万5,526円を差し引いた形式収支額は5,699万5,203円となり、平成27年度へ繰り越しました。

続きまして認第2号ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算です。決算書の5ページと6ページをお開きください。

歳入ですが、収入済額は663万2,084円で、調定額663万2,084円に対する収入率は100%です。

歳出ですが、支出済額は592万5,332円で、予算現額644万5千円に対する執行率は91.9%です。

歳入歳出差引残額70万6,752円は平成27年度へ繰り越しました。

続きまして認第3号消防特別会計歳入歳出決算です。決算書の7ページと8ページをお開きください。

歳入ですが、収入済額は21億8,487万2,137円で、調定額21億8,487万2,137円に対する収入率は100%です。収入の主なものは、分担金及び負担金並びに消防債です。

歳出ですが、支出済額は21億5,691万4,691円で、予算現額22億127万3,480円に対する執行率は98%です。支出の主なものは、常備消防費及び消防施設整備事業費です。

歳入歳出差引残額2,795万7,446円は平成27年度へ繰り越しました。

以上が平成26年度決算の概要であります。事業及び金額の詳細につきましては歳入歳出決算事項別明細書に記載のとおりですので、よろしくご審議のうえ、ご認定賜りますようお願い申し上げます。私からの説明といたします。

**○渋谷佐輔議長** 次に、監査委員から審査結果について報告をお願いします。小野代表監査委員。

〔小野潔代表監査委員 登壇〕

**○小野潔代表監査委員** 私から決算審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

認第1号平成26年度置賜広域行政事務組合一般会計歳入歳出決算、認第2号平成26年度置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏事業費特別会計歳入歳出決算及び認第3号平成26年度置賜広域行政事務組合消防特別会計歳入歳出決算並びに基金の運用状況を示す書類が、法令に従って処理されているかにつきまして、平成27年8月28日から9月30日までの間、施設を回りまして各会計の関係諸帳簿や証拠書類と照合を行うと同時に各施設の所属長及び関係職員から説明を求めて審査いたしました。

その結果、いずれも関係法令に準拠して処理されており、運営状況及び財政状態を適正に表示しているとともに、決算計数は正確であり内容も正当なものとして認められました。

審査の詳細につきましては、お手元に配布しております決算等審査意見書をご覧くださいといたしまして、各会計の審査結果につきまして、意見、要望を申し上げます。

はじめに、一般会計におきましては、衛生費で平成24年度から継続事業として整備を推進してきた長井クリーンセンター汚泥再生処理センターの本体工事が完了したことから減少となり、決算額は前年度に比べて歳入、歳出ともに減少しております。

同じく衛生費の千代田クリーンセンター基幹改良整備事業では、平成24年度から継続事業として計画支援事業が推進されております。また、最終処分場整備事業では、用地を取得するとともに、生活環境影響調査業務が推進されるなど、組合基幹事業の進展が期待されております。

今後は、基幹改良整備事業及び最終処分場整備事業の建設工事が計画されており、また、各施設の機械設備の老朽化が進む中で、処理費に占める維持補修費が大きな割合になっており、今後も増加が見込まれています。

財源につきましては、処理費の原価計算を行い、衛生手数料を検討することとして、自主財源の確保に努めておりますが、施設運営においては、施設の延命化を図り、事務事業の効率的かつ効果的な執行に期することはもとより、事務事業の見直しや民間活力の導入など財政健全化に向けた中長期的な計画を策定し、歳出の徹底した削減を図るなど、構成市町の財政負担の軽減に向けて、引き続き努力をしていただきたいと思います。

次に、ふるさと市町村圏事業費特別会計におきましては、財産収入について、基金の一部を長期国債により運用したほか、銀行等引受債の担保として預け入れをした定期預金及び一般会計への繰替運用を行い、安全かつ効率的な運用を行った点については評価するものであります。

主な事業としましては、第5次置賜広域行政事務組合ふるさと市町村圏計画に基づき、広域連携事業の置賜八食祭や広域的婚活推進事業、さらに広域連携政策形成セミナーが実施されております。低金利下の情勢ではありますが、今後も基金の効率的かつ安全確実な運用に努めるとともに、限られた財源を有効活用し、圏域の振興に資する事業を展開していただきたいと思います。

次に、消防特別会計におきましては、平成24年度から2か年継続事業として整備が推進された消防救急無線デジタル化整備事業が完了するとともに、消防施設整備事業では、有利な財源を活用するため、消防10か年整備計画を前倒しし、消防救急車両の更新に加え、本年度は、高畠消防署の建設及び（仮称）米沢消防署南西部分署の設計業務が推進されております。なお、現在は南陽消防署の設計業務についても推進されているところであります。

本年度に続き、次年度も消防施設整備事業債の発行が計画されております。また、消防10か年整備計画に基づく各消防署所の消防救急車両・消防施設等の更新や維持補修費は今後も増加が見込まれています。圏域住民の生命、財産を守るため、より一層の消防救急体制の強化、充実を図るとともに、効率的かつ効果的な運営により、歳出の徹底した削減を図るなど、構成市町の財政負担の軽減に向けて、引き続き努力をしていただ

きたいと思います。

最後に、一般会計及び特別会計を通じて、最少の経費で最大の効果をあげるよう努めていただくとともに、より一層の圏域の発展と福祉の増進に傾注されることを期待するものであります。

以上で、各会計の決算審査を実施いたしました結果の報告とさせていただきます。

○**渋谷佐輔議長** 以上、提案のありました3件について、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、通告がありませんので、討論を終結し、採決いたします。  
おはかりいたします。

認第1号、認第2号及び認第3号を認定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、認第1号、認第2号及び認第3号は認定することに決まりました。

---

## 日程第9 議第17号 置賜広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第9、議第17号置賜広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明をお願いします。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○**安部三十郎理事長** ただいま上程になりました議第17号置賜広域行政事務組合個人情報保護条例の一部改正について説明いたします。

本案は、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、特定個人情報の保護に関し必要な事項を定めるほか、規定の整備を図るため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。  
おはかりいたします。

議第17号を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第17号は原案のとおり決まりました。

.....

**日程第10 議第18号 置賜広域行政事務組合職員の再任用に関する条例等の一部改正について**

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第10、議第18号置賜広域行政事務組合職員の再任用に関する条例等の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明をお願いします。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○**安部三十郎理事長** ただいま上程になりました議第18号置賜広域行政事務組合職員の再任用に関する条例等の一部改正について説明いたします。

本案は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定の整備を図るため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

議第18号を原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第18号は原案のとおり決まりました。

.....

**日程第11 議第19号 置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について**

○**渋谷佐輔議長** 次に、日程第11、議第19号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明をお願いします。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第19号置賜広域行政事務組合一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、一般職の職員の勤勉手当等を改定しようとするため提案するものであります。よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○渋谷佐輔議長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。おはかりいたします。

議第19号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第19号は原案のとおり決まりました。

---

## 日程第12 議第20号 置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について

○渋谷佐輔議長 次に、日程第12、議第20号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明をお願いします。安部理事長。

〔安部三十郎理事長 登壇〕

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第20号置賜広域行政事務組合手数料の徴収等に関する条例の一部改正について説明いたします。

本案は、ごみ処理原価の上昇に伴い、本組合の施設に直接搬入する廃棄物の処理手数料の額を改定しようとするほか、規定の整備を図るため提案するものであります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○渋谷佐輔議長 ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。おはかりいたします。

議第20号を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○渋谷佐輔議長 ご異議なしと認めます。

よって、議第20号は原案のとおり決まりました。

.....

日程第13 議第21号 平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算  
(第2号)外1件

○渋谷佐輔議長 次に、日程第13、議第21号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)及び日程第14、議第22号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算(第2号)の2件は、議事の都合により一括議題といたします。

この際、理事長より提案理由の説明をお願いします。安部理事長。

[安部三十郎理事長 登壇]

○安部三十郎理事長 ただいま上程になりました議第21号及び議第22号について一括して説明いたします。

議第21号平成27年度置賜広域行政事務組合一般会計補正予算(第2号)及び議第22号平成27年度置賜広域行政事務組合消防特別会計補正予算(第2号)であります。前年度繰越金の確定に伴う財源組替、人事異動に伴う人件費の補正などの内容であります。

はじめに、一般会計補正予算であります。補正前の予算額から357万6千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を39億7,769万3千円とするとともに、浅川最終処分場施設維持管理業務について平成27年度から平成31年度まで6,900万円の債務負担行為を設定するものであります。

歳出であります。各款において人件費などの補正を行うほか、民生費では、養護老人ホーム費で育児休業職員に係る人件費の減額、衛生費では、長井クリーンセンター費で建物損害共済金の充当に伴う財源組替、公債費においては、起債借入利子の額の確定に伴う減額を行うものであります。

これらに伴う財源であります。前年度繰越金及び諸収入を増額し、分担金及び負担金を減額するものであります。

次に消防特別会計補正予算であります。補正前の予算額に、3,956万8千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を27億2,226万6千円とするとともに、南陽消防署整備事業について、平成27年度から平成29年度まで6億2,823万3千円の債務負担行為を設定するものであります。

歳出であります。常備消防費においては、人件費などの補正を行うほか、公債費で交付税調整による財源組替を行うものであります。

これらに伴う財源であります。分担金及び負担金、前年度繰越金をそれぞれ増額するものであります。

以上が一般会計補正予算及び消防特別会計補正予算の内容であります。

よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ提案理由の説明といたします。

○**渋谷佐輔議長** ただいまの説明に対し、ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** 質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、討論の通告がございませんので、討論を終結いたします。

おはかりいたします。

議第21号及び議第22号を原案のとおり決めるにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**渋谷佐輔議長** ご異議なしと認めます。

よって、議第21号及び議第22号は原案のとおり決まりました。

.....

閉 会

○**渋谷佐輔議長** 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

これをもちまして、平成27年11月置賜広域行政事務組合議会定例会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。ご苦労様でした。

午後3時 閉会



議 長 渋谷 佐 輔

署 名 議 員 赤 間 泰 広

署 名 議 員 島 津 正 幸

署 名 議 員 後 藤 惠 一 郎